

このHPは平成21年度募集分(保険期間平成21年7月1日から1年間)の各保険の概要をご紹介します。保険の内容はパンフレット等をお読みください。また、詳細は契約者である愛知県鉄工連合会にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明な点がございましたら、代理店または保険会社までお問い合わせください。

## 社団法人 愛知県鉄工連合会会員企業の皆様へ

### 愛鉄連

#### ① 団体PL補償制度 (※1)

#### ② 団体間接輸出PL補償制度 (※2)

#### ③ 労働災害補償制度 (※3)

#### ④ 集団扱保険制度

### のご案内

(※1) 団体PL補償制度は、製造物責任法対応生産物賠償責任保険・施設賠償責任保険・請負業者賠償責任保険・受託者賠償責任保険のペットネームです。

(※2) 団体間接輸出PL補償制度は、総合賠償責任保険(製造物海外事故のみ担保特約付帯)のペットネームです。

(※3) 労働災害補償制度は、労働災害総合保険(法定外補償)のペットネームです。



労働災害補償制度、団体PL補償制度については、複数の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険株が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく、単独別個に保険契約上の責任を負います。

#### 【お問合せ先・取扱代理店】

##### 豊田通商株式会社 保険第二部保険第二グループ

〒450-8575 名古屋市中村区名駅4-9-8 TEL:052-584-3256 FAX:052-584-5499

#### 【引受幹事保険会社】

(労働災害補償制度・団体PL補償制度)東京海上日動火災保険株式会社 名古屋営業第三部企業グループ室

〒461-8541 名古屋市中村区東桜1-14-11 TEL:052-957-8672 FAX:052-957-8673

(団体間接輸出PL補償制度)日本興亜損害保険株式会社 名古屋企業営業部第二課

〒460-8636 名古屋市中区錦1-16-20 TEL:052-231-9412 FAX:052-231-9492

# ① 団体PL補償制度

【補償適用地域】日本国内で発生し、損害賠償請求が提起された事故

日本国内で発生したPL事故(対人・対物事故)などにより、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

基本コース	①製造物責任法対応製造物賠償責任保険
総合コース	① // + ②施設賠償責任保険+③受託者賠償責任保険+④請負業者賠償責任保険

## ■保険金をお支払いする場合

①製造物責任法対応生産物賠償責任保険	保険の対象とした製品が原因となって、他人の身体障害、他人の財物損壊、他人の財産権侵害、精神的被害などが生じたために、貴社が保険期間中に損害賠償請求を提起されたことにつき、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。
②施設賠償責任保険	施設の欠陥や、施設の内外で行われる仕事の遂行に起因して、他人の身体を害したり、他人の物を損壊したために、貴社が保険期間中に損害賠償請求を提起されたことにつき、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。
③受託者賠償責任保険	貴社が第三者から預かった物を、保管施設内で保管中または保管目的にしたがって施設外で管理中に、損壊・紛失・盗取されたことにより、預け主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。
④請負業者賠償責任保険	機械の据付工事等の請負作業を遂行するに当たり、他人の身体を害したり、他人の物を損壊したために、貴社が保険期間中に損害賠償請求を提起されたことにつき、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

## ■お支払いする保険金の種類およびお支払い方法

- (1) 損害賠償金 (2) 賠償責任に関する訴訟費用・弁護士費用等の争訟費用
- (3) 求償権の保全・行使等の損害防止・軽減費用 (4) 事故発生時の応急手当等の緊急措置費用
- (5) 保険会社の要求に伴う協力費用
- (6) 初期対応費用(責任の有無が十分判明しない初期段階であっても、後に損害賠償請求に発展した場合に備え支出する社会通念上妥当な費用)

- ・賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ保険会社の承認が必要となります。
- ・(1)(3)(4)については、あらかじめ設定されたてん補限度額を上限に、その合算額から免責金額を控除した金額をお支払いします。
- ・(2)(5)については、実費をお支払いします。但し、(2)については、損害賠償金の額がてん補限度額を超えるときは、てん補限度額の損害賠償金に対する割合によってお支払いします。
- ・(6)については、1事故について、支出した費用の額が免責金額を超える場合に限り、その超過額を、あらかじめ設定された初期対応費用でてん補限度額を上限にお支払いします。但し、対人見舞金・見舞費用については、被災者1名につき10万円を限度とします。

## ■保険金をお支払いできない主な場合

- (1) 保険契約者、被保険者の故意
- (2) 戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議および地震、噴火、洪水、津波等の天災
- (3) 他人との特別の約定によって加重された賠償責任
- (4) 従業員の業務従事中の死亡・けが・疾病に起因する賠償責任
- (5) 核燃料物質、核原料物質、核汚染物質等による原子力危険の有害な特性に起因する賠償責任 など

【引受保険会社】東京海上日動火災保険株式会社(幹事保険会社)[引受割合90%]、あいおい損害保険会社[引受割合8%]、株式会社損害保険ジャパン[引受割合2%]

# ② 団体間接輸出PL補償制度

【補償適用地域】海外で発生し、日本国内で損害賠償提起された事故

海外で発生したPL事故(対人・対物事故)について、貴社が法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

## ■保険金をお支払いする場合

総合賠償責任保険 (製造物海外事故のみ担保特約)	保険の対象とした製品が原因となって、日本国外において他人の身体を害したり、他人の物を損壊したりしたために、日本国内において貴社が保険期間中に損害賠償請求を提起されたことにつき、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。
-----------------------------	---

- ・この保険は海外におけるPL事故について、貴社が完成品メーカから日本国内で損害賠償を受けるリスクに備えるものです。自社製品の直接的な海外輸出を行わない企業様が本補償制度の対象となります。

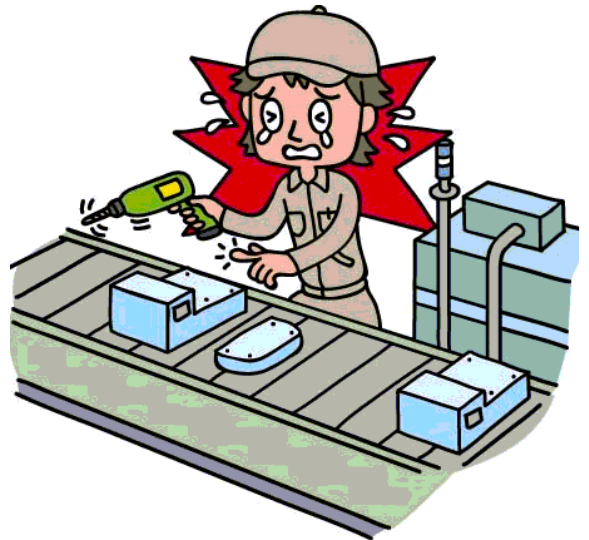
【引受保険会社】日本興亜損害保険株式会社

### ③労働災害補償制度

従業員の方の労災事故について、「政府労災保険」の上乗せ補償に対して保険金をお支払いします。

■従業員の方が、業務上または通勤途上で身体の障害（負傷・疾病・後遺障害・死亡）を被り、政府労災保険の認定を受けた場合に、貴社が行う法定外労災上乗せ補償に対して保険金をお支払いします。

・この保険は、政府労災保険に加入していることがご契約の前提となります。  
 ・対象となる従業員の範囲は、政府労災保険の対象となる全ての従業員です。  
 アルバイト、臨時雇い、パートタイマーなどの従業員を含みます。  
 また、下請負人担保特約を付帯した場合は、  
 被保険者の業務に従事中の下請負人または下請負人の従業員についても対象となります。



#### ■お支払いする保険金の種類およびお支払い方法

- (1) 死亡補償保険金 … 従業員の方が死亡された場合に、あらかじめ設定された金額をお支払いします。
  - (2) 後遺障害補償保険金 … 従業員の方が後遺障害を被った場合に、あらかじめ設定された金額をお支払いします。
  - (3) 休業補償保険金 … 従業員の方が身体に障害を被り、休業した場合に、賃金を受けない第4日目以降の期間に対して1,092日を限度に1日につきあらかじめ設定した金額をお支払いします。
- ・労災事故の認定および、後遺障害等級・休業日数の認定は、政府労災保険の認定に従います。  
 ・死亡補償保険金と後遺障害補償保険金とは重複してお支払いせず、どちらか高い方の金額を限度としてお支払いします。  
 ・休業補償保険金は、死亡補償保険金または後遺障害補償保険金と重複して、合算してお支払いします。

#### ■保険金をお支払いできない主な場合

- (1) 政府労災保険の給付の対象とならない身体障害
- (2) 保険契約者、被保険者または事業場の責任者の故意による身体障害
- (3) 戦争、暴動などの事変および地震・噴火・津波に起因する身体障害
- (4) 風土病・職業性疾病による身体障害
- (5) 従業員の故意、重過失によりその本人が被った身体障害
- (6) 従業員が、無免許運転や酒酔運転をしている間に、その本人が被った身体障害 など

【引受保険会社】東京海上日動火災保険株式会社〔幹事保険会社〕〔引受割合85%〕、あいおい損害保険株式会社〔引受割合3%〕、株式会社損害保険ジャパン〔引受割合2%〕、明治安田損害保険株式会社〔引受割合10%〕

### ④集団扱保険制度

集団扱割引が適用され、一般扱契約よりも保険料が割安です。

■対象となる保険の種類：火災保険、自動車保険 等

■保険契約者の範囲 : 愛知県鉄工連合会会員企業及びその役員・従業員の方

■保険の対象の範囲 :

	火災保険の建物・家財等の所有者	自動車保険の記名被保険者・車両所有者
①: 保険契約者	○	○
②: 保険契約者の配偶者	○	○
③: ①もしくは②の同居の親族	○	○
④: もしくは②の別居の扶養親族	○	○
⑤: 上記以外の方	×	×

■保険料のお支払方法 : 年間保険料を一時払にてお支払いいただくようお願いしています。  
 火災保険・自動車保険以外の各種保険も取り揃えておりますので、お問合せください。

**お支払いする保険金、保険金をお支払いできない場合、保険料に関する事項  
 その他注意事項は、お問合せ先までご確認ください。**